

別表(第 4 条関係)

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画(二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100 枚までごとににつき 100 円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 100 円に 12 枚までごとに 760 円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付 (二に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙 1 枚につき 10 円(A2 判については 40 円、A1 判については 80 円)
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円(A2 判については 140 円、A1 判については 180 円)
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 120 円(縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、520 円)に 12 枚までごとに 760 円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1 枚につき 50 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る)に複写したものの交付	1 枚につき 100 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
二 マイクロフィルム	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1 枚につき 120 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙 1 枚につき 10 円

	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき 290 円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙 1 枚につき 80 円(A3 判については 140 円、A2 判については 370 円、A1 判については 690 円)
三 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 10 円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 30 円(縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、430 円)
四 スライド (九の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき 390 円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 100 円(縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、1,300 円)
五 録音テープ (九の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1 巻につき 290 円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1 巻につき 430 円
六 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 290 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1 巻につき 580 円
七 電磁的記録 (五の項、六の項又は八の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙 100 枚までごとにつき 200 円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1 ファイルにつき 410 円
	ハ 用紙に出力したものの交付 (二に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙 1 枚につき 10 円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1 枚につき 50 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額

付	
ヘ 光ディスク(日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1 枚につき 100 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
ト 光ディスク(日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1 枚につき 120 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
チ 幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1 巻につき 7,000 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
リ 幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 800 円(日本産業規格 X6135 に適合するものについては 2,500 円、国際規格 14833、15895 又は 15307 に適合するものについてはそれぞれ 8,600 円、10,500 円又は 12,900 円)に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
ヌ 幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 1,800 円(日本産業規格 X6142 に適合するものについては 2,600 円、国際規格 15757 に適合するものについては 3,200 円)に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
ル 幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 590 円(日本産業規格 X6129、X6130 又は X6137 に適合するものについてはそれぞれ 800 円、1,300 円又は 1,750 円)に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額

八 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1 巻につき 390 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800 円(16 ミリメートル映画フィルムについては 13,000 円、35 ミリメートル映画フィルムについては 10,100 円)に記録時間 10 分までごとに 2,750 円(16 ミリメートル映画フィルムについては 3,200 円、35 ミリメートル映画フィルムについては 2,650 円)を加えた額
九 スライド及び録音テープ (第3条第5項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 680 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200 円(スライド 20 枚を超える場合にあっては、5,200 円にその超える枚数 1 枚につき 110 円を加えた額)

備考 一の項ハ若しくは二、二の項ハ又は七の項ハ若しくは二の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。